

作成日：2012年1月5日

フィリピン共和国

特許庁の所在地：

Department of Trade and Industry, Intellectual Property Office

P. O. Box 296

Manila

Philippines

Tel : 63-2-890-4862

Fax : 63-2-890-4936

Website : <http://www.ipophil.gov.ph>

意匠制度

1. 現行法令について

1998年1月1日施行の意匠法が適用されています。意匠法は、知的所有権法 (Intellectual Property Code)、第112条以降に規定されています。

2. 意匠出願時の必要書類

★ロカルノ協定国際分類の同一クラスに属する複数の意匠、及び一組の物品として関連性を有する意匠については、一出願に含めることができます。

(1) 願書

- ①意匠に係る物品の表示
- ②意匠創作者及び出願人の住所、氏名、国籍の記載が必要です。
- ③優先権主張する場合には、基礎出願の出願国、日付、番号。

(2) 図面又は写真 (4セット)

6面図及び等角投影図が必要です。一出願に複数の意匠が含まれる場合には、意匠毎にこれらの図面が必要です。要求された場合には、見本を提出しなければなりません。

(3) 明細書 (4通)

意匠に係る物品の技術用語による特定、図面についての簡単な説明、及び意匠の特徴 (新規かつ装飾的特徴) についての説明を記載します。

(4) 公証譲渡証書

出願人が創作者でない場合に、出願人が正当権利者であることを証明するためのものです。

(5) 出願人が正当権利者であることの説明書

出願人が創作者でない場合に必要となります。通常は、譲渡証書 (創作者及び出願人の双方が署名したもの) を提出します。

(6) 委任状

公証、認証は必要ありません。

(7) 優先権証明書

出願日から6ヶ月以内に提出しなければなりません。

(8) 優先権証明書の翻訳

出願日から6ヶ月以内に英語による翻訳を提出しなければなりません。

3. 料金表 (単位: フィリピンペソ (PHP))

料金は、大規模企業と小規模企業によって異なっており、小規模企業は大規模企業の半額となっています。

(1) 出願料 (一意匠): 3000 (小規模: 1500)

(2) 追加の出願料（一意匠ごと）：	1 5 0 0	（小規模： 7 5 0）
(3) 優先権主張：	1 5 0 0	（小規模： 7 5 0）
(4) 分割出願：	1 5 0 0	（小規模： 7 5 0）
(5) 期間延長請求：		
1 回目：	6 0 0	（小規模： 3 0 0）
2 回目：	6 5 0	（小規模： 3 2 5）
(6) 補正・訂正請求	5 0 0	（小規模： 2 5 0）
(7) 存続期間の更新：		
最初の5年：	1 8 0 0	（小規模： 9 0 0）
最後の5年：	3 6 0 0	（小規模： 1 8 0 0）

4. 料金減免制度について

上述の通り、小規模企業についての料金は大規模企業の半額となっております。

5. 実体審査の有無

意匠出願について実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

意匠出願について出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願について実体審査は行われませんので審査請求制度は採用されていません。

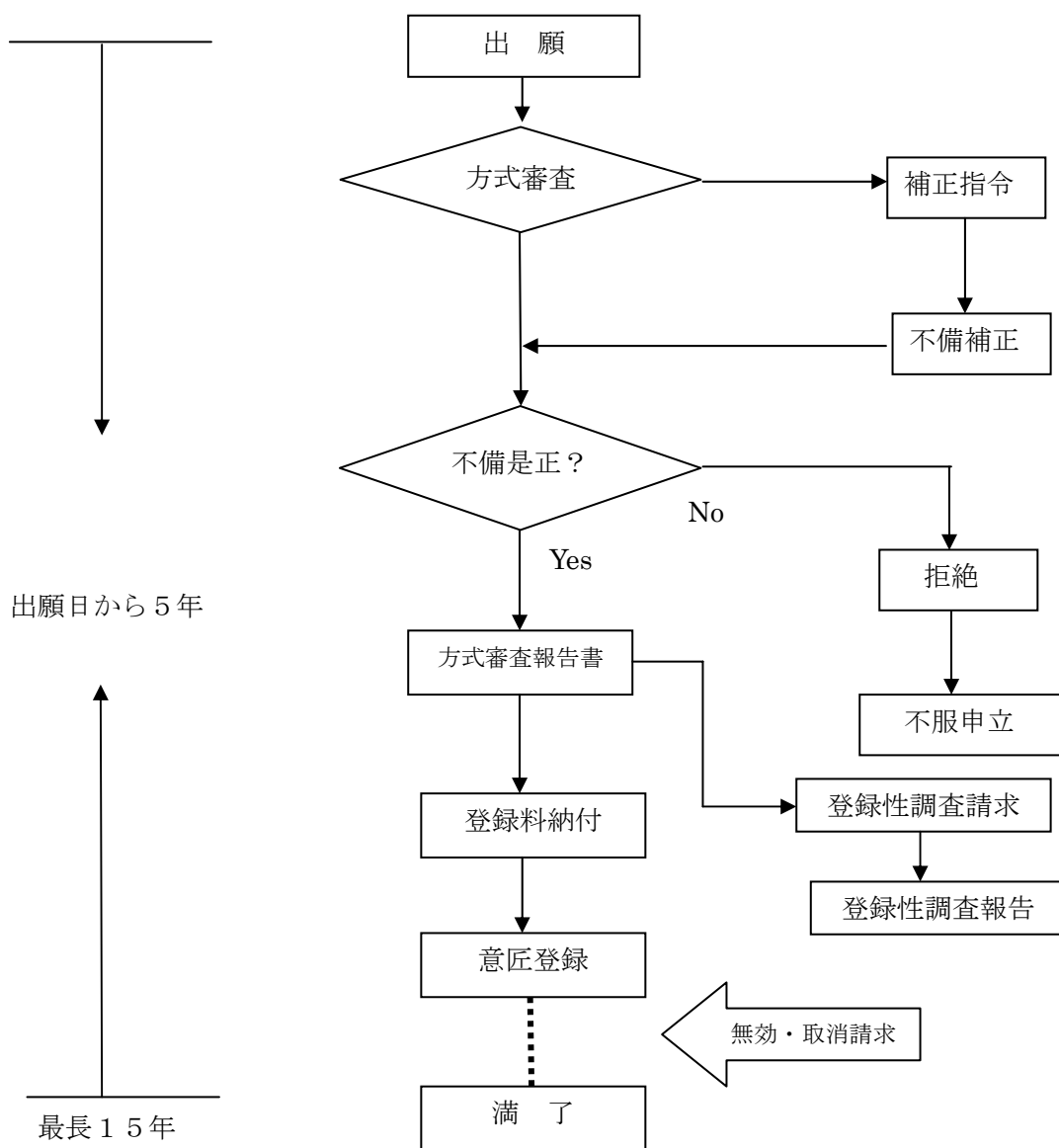
8. 出願から登録までの手続の流れ

意匠出願については新規性等の実体要件は審査されず、方式要件のみの審査が行われます。方式要件を具備していない場合には補正命令が発せられ、適切な補正をしない場合には出願は取り下げられたものとみなされます。この決定に対しては、2ヶ月以内に特許局長に対して不服申し立てを行うことができます。

方式要件を満たした出願については、出願人に方式審査完了報告書（Formality Report）が送付され、所定の登録料を納付することにより意匠登録されます。登録意匠の内容は、方式審査完了報告書の発送から2ヶ月経過後に公表されます。第三者は、意匠出願が実体要件を具備していないことを理由として、登録の無効・取り消しを請求することができます。

意匠出願について実体審査は行われませんが、出願人は、方式審査をパスした意匠出願について、「登録性に関する調査」を請求することができます。この請求があった場合には、請求から2ヶ月以内に「登録性に関する調査報告書」（Registrability Report）が

作成され出願人に送付されます。この調査報告書には、関連する先行文献の表示及びその関連性の度合いが示されることになっています。



9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は、出願日から5年です。存続期間は、5年ごとに2回更新することができますので、最長で出願日から15年となります。

10. 部分意匠制度の有無

意匠出願について部分意匠制度は採用されておられません。

11. 留意事項

(1) 定義

意匠とは、線又は色彩の組み合わせ、若しくは線又は色彩を要素とするか否かを問わない三次元の形態であって、それらの組み合わせ又は形態が工業製品又は工芸品に特別の外観を与えるものをいいます（RULE 300）。技術的効果を得るための機能的なデザインは意匠には該当しません。

(2) 新規性・独創性

意匠出願前（優先日前）に世界のいずれかにおいて印刷物その他の媒体により公衆に利用可能となっている意匠は新規性を有しないものとされます。但し、創作者又は意匠出願人による出願前（優先日前）6ヶ月以内における意匠の開示は新規性の障害とはなりません。

出願に係る意匠が、通常の観察者から見て先行意匠と混同を生ずるほどに細部の相違しかない場合には新規性・独創性は認められません。

(3) 登録の無効・取消し

意匠権の存続期間中はいつでも、第三者は、意匠登録が登録要件を具備していないことを理由として登録の無効・取消しを請求することができます。

(4) 譲渡

意匠出願及び意匠権は譲渡することができます。譲渡は登録しなければ第三者に対抗することができません。譲渡を登録するには、当事者が署名し公証を受けた譲渡証書、委任状、所定の手数料の支払いが必要です。